

# 中小企業強化税制・固定資産税特例に関する 証明書発行についてのお知らせ

## 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置について

令和2年5月1日付中小企業庁ホームページに、新型コロナウイルス関連支援の税制対策として、令和3年3月31日迄となっている表記特例適用期限を2年間延長（令和5年3月31日）との情報掲載がありました。

当工業会では本申請業務を令和5年3月31日迄引き続き行いますのでよろしくお願いいたします。

上記制度の詳細につきましては工業会ホームページ掲載の資料1 新型コロナ関連支援情報 固定資産税の特例（固定資産税ゼロ）延長についての項をご参照下さい。

なお、中小企業経営強化税制・固定資産特例による税制証明書発行業務については平成31年3月31日で終了となっております。

但し、平成31年度の税制改正により、法人税、所得税、法人住民税、事業税に関する生産性向上設備（A 類型）及び収益力強化設備（B 類型）の適用期限が2年間延長されております。

ご不明な点がございましたらお気軽に日本医療機器工業会中小企業税制証明書発行業務担当までご連絡下さい。